船舶総トン数の測度（改測）申請

船舶法第４条、第9条

（総トン数２０トン以上の日本船舶）

【申請対象者】

船舶所有者の全員（又は船舶所有者の全員から委任を受けた海事代理士）

【提出時期】

測度又は改測を受けようとするとき

【申請書様式】

船舶総トン数測度（改測）申請書〔船舶法施行細則第一号書式（第八条関係）〕

【添付書類】

* 造船証明書など（新規測度の場合）
* 一般配置図、その他船舶の総トン数の測度を実施するに必要な図面
* 委任状（代理人による申請の場合に限る）
* 置籍願など（所有者の住所地を船籍港としない場合に限る）

【手数料】

測度手数料（船舶法施行細則第50条）

* 所定の様式〔手数料様式第１号〕に収入印紙を貼付
* 総トン数が確定した後に納付してください

【申請先】

船籍港（一般的には船舶所有者の住所）を管轄する地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は、運輸支局（事務所）